5. 財政投融資特別会計

(1) 概要

財政投融資特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の3勘定に区分されています。

これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び 貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を行っています。特定国有財産 整備勘定は、廃止された特定国有財産整備特別会計における未完了事業の経理を行っています。 具体的な内容は以下のとおりです。

① 財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を行っています。 財政融資資金は、財投債や特別会計の積立金等の国の信用により集められた資金を統合管理 し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されました。

なお、平成 13 年に、

- ・郵貯・年金の預託義務を廃止し、財投債により市場から能動的な資金調達を行うこととし、 厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けること
- ・市場原理との調和の観点から資産負債管理(ALM)の進展を図ること などの抜本的な財政投融資改革が行われ、この際、昭和26年に設置された「資金運用部資金」 の名称が現在の「財政融資資金」へと変更されました。
- ② 投資勘定は、昭和 28 年に設置された産業投資特別会計を前身としており、産業の開発、 貿易の振興を目的とした投資に関する経理を行っています。
- ③ 特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成21年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。

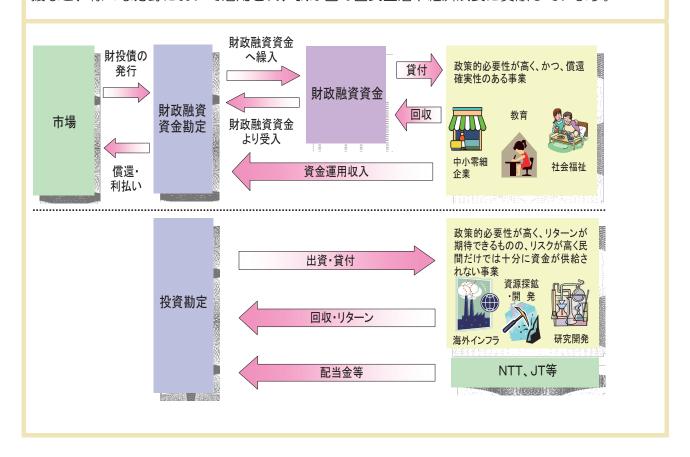
財政投融資特別会計(財政融資資金勘定・投資勘定)の仕組み

財政投融資とは、国の投融資活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債(国債)の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資(主として出資)です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融資は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。



(2) 具体的な事業の内容

財政投融資特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分され、 これらのうち、財政融資資金勘定及び投資勘定は、それぞれ以下の事業等に関する経理を行いま す。

① 財政融資資金勘定

当勘定では、財政融資資金の資金運用収入や公債金(財投債)を主な歳入とし、財投債の 償還・利払い(国債整理基金特別会計への繰入れ)や財政融資を行うための財政融資資金へ の繰入れを主な歳出としています。

財政融資資金は、財投債により資金調達を行い、財投事業を行う機関に対する長期低利の

貸付けを通じて、社会資本整備、事業者支援、インフラ海外展開支援、教育、社会福祉関係 等様々な分野で経済社会に貢献しています。

(令和2年度の主な財政融資の内容)

令和2年度は、主に以下の取組を支援。

- ・(独)日本高速道路保有・債務返済機構、各高速道路株式会社 道路機構に対して超長期の財政融資資金を活用し、高速道路ネットワークの整備を加 速。また、各高速道路株式会社が実施する高速道路の更新事業等に対して財政融資資金 を活用
- ・成田国際空港(株)2030年の訪日外国人旅行者6,000万人目標に向けて、成田国際空港の機能強化(B

滑走路の延伸及び C 滑走路の新設)をはじめとした空港機能の向上を実現

- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(地域公共交通等勘定) 空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワークの強化のため、なにわ筋線及び 北港テクノポート線の整備等を実現
- ・(株)日本政策投資銀行 国際競争力強化や災害等へのレジリエンス向上に資する社会資本整備等、民間資金だけ では十分な対応が困難な長期の事業資金を供給
- ・(株)日本政策金融公庫(国民・中小向け) 民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、中小・小規模事業者の資金需要 に万全の対応。特に創業や事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野を重点的に 支援
- ・(株)日本政策金融公庫(農林水産業者向け) 令和元年度に引き続き、農林水産業の生産基盤強化や輸出力強化を目的とした設備投資 等への資金需要に的確に対応
- ・地方公共団体近年頻繁に発生する自然災害等に対応するため、令和元年度に引き続き、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に積極的に財政融資資金を供給

② 投資勘定

当勘定では、投資先からのリターンを再投資に回す仕組みの下、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

(令和2年度の主な産業投資の内容)

令和2年度は、主に以下の取組を支援。

- (株) 国際協力銀行 日本企業による海外 M&A やグローバル・バリューチェーンの再編、質の高いインフラ整備等への支援
- ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 資源開発投資等(天然ガス開発・液化事業や金属鉱物事業への出資等)を行う日本企業に

対する出融資・債務保証による支援

- •(株)日本政策投資銀行 特定投資業務において、成長段階ごとのボトルネックに対応することによる民間リスクマネー供給の促進
- ・(株)産業革新投資機構 オープン・イノベーション関連事業への民間リスクマネー供給の促進
- ・(株)海外交通・都市開発事業支援機構 日本企業とともに海外交通・都市開発事業を行う現地事業体への出資等

上記の財政融資と産業投資については、政府保証とともに、その予定額を財投機関ごとに取りまとめた財政投融資計画を、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出しています。

(注)財政投融資計画には、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(長期運用法)」(昭 48 法7)第5条に基づき、財政融資のうち期間5年以上のもの、産業投資のうち出資及び期間5年以上の貸付け、政府保証のうち期間5年以上のものを計上しています。

(参考) 特定国有財産整備勘定

当勘定では、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、当初整備費を借入金等で賄い、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金等を償還しています。完成後の施設は、一般会計に無償で引き渡すこととされています。 特定国有財産整備特別会計が平成 21 年度末をもって廃止されたことに伴い、平成 21 年度までに策定されていた事業で未完了であった 185 事業について、経過的に当勘定にて経理を行っており、令和元年度末における未完了の事業は 17 事業となっています。 なお、平成 22 年度以降に新規で計画策定した事業については、一般会計にて経理を行っています。



財投特会の財務の健全性確保

○ 資産負債管理(ALM)

財政融資資金においては、資金の運用(貸付けなど)と調達(財投債など)の間の期間の ミスマッチに起因する金利変動リスクが存在しています。このリスクを低減させるため、的 確な資産負債管理(ALM)に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフロ ーから生じるギャップ(差)の解消に取り組んでいます。

○ 金利変動準備金

財政投融資改革後のALMによって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が限られた年限での満期一括償還型のキャッシュフローであることなどから、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。

そこで、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、 利益が発生した場合には金利変動準備金を積み立て、将来生じうる損失に備えることとして います。

(3)特別会計の現状

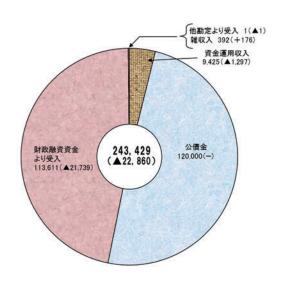
① 歳入歳出予算(令和2年度当初予算)

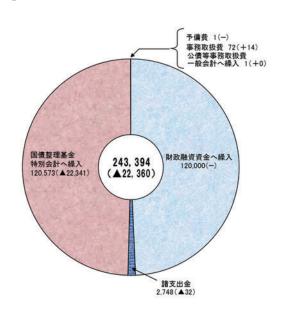
① 財政融資資金勘定

(単位:億円)

【歳入】

【 歳出 】



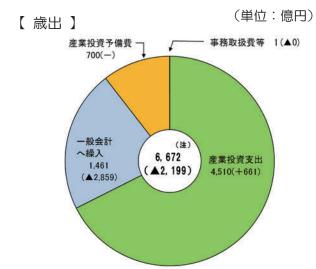


- (注1) 地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式 (コンセッション) の導入を促進するための補 償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補**塡**に充てるため、1 億円を投資勘定から受け入れることとしてい ます。
- (注2) 歳入歳出差額が35億円ありますが、これは貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものであり、調達金利が低水準で推移している一方、過去の比較的高い金利の長期貸付が残っていることによるものです(損益計算上の利益に相当)。この歳入歳出差額は、決算上の剰余金として、法律上、積立金として積み立てることとしています。

② 投資勘定



利子収入 1(▲0) 雑収入 0(+0) 和子収入 1(▲0) (+0) 和子収入 1(▲0) 和子収入 1(★1) 和子収入 1(★1) 和子収入 1(★1) 和子収入 1(★2) 和子収入 1(★2)

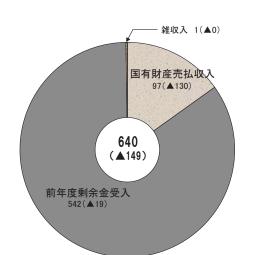


(注) 地方公共団体金融機構の納付金(602億円)は、森林環境譲与税の譲与財源等に充てるため600億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補塡に充てるため1億円を同勘定へ繰り入れることとしているため、上記の歳入・歳出に含んでいません。

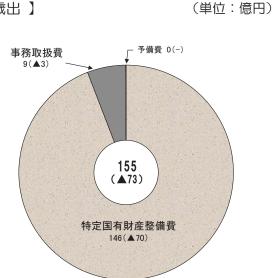
なお、これを含む歳入・歳出の総額はそれぞれ7,274億円です。

特定国有財産整備勘定

【歳入】



【歳出】



(注)歳入歳出差額が、485億円ありますが、これは、特定国有財産整備計画の実施により不用となる跡地等の売 払収入等(歳入)が新施設の整備費等(歳出)を上回る見込みであることによるものです。

この歳入歳出差額は、「前年度剰余金受入」として翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出に充てることとし ています。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
財政融資資金勘定	243,429 (1 22,860)	243,394 (1 22,360)	121,389 (+85)
投資勘定	7,274	7,274	5,211
	(▲2,599)	(▲2,599)	(+661)
特定国有財産整備勘定	640 (▲149)	155 (▲73)	155 (▲73)
特別会計合計	251,343 (▲ 25,608)	250,823 (▲ 25,032)	126,755 (+672)

〇財政融資資金勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
資金運用収入	9,425	財政融資資金の運用による利子の収入見込額(過去の比
	(▲1,297)	較的高い金利の長期貸付金残高の減少に伴う減)
公債金	120,000	財政融資資金の貸付財源に充てるため発行する財投債の
	(-)	収入見込額
財政融資資金より受入	113,611	財投債の償還財源の財政融資資金からの受入見込額(償
	(▲21,739)	還期限を迎える財投債の減少に伴う減)
他勘定より受入	1 (▲1)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による投資勘
		定からの受入見込額
雑収入	392 (176)	公債に係る経過利子の受入見込額等
소타	243,429	
合計	(▲22,860)	

(単位:億円)

(単位:億円)

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
財政融資資金へ繰入	120,000	公債金の発行収入金の財政融資資金への繰入れ
	(-)	
事務取扱費	72 (+14)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	2,748	他の特別会計の積立金等の預託金に対する利子の支払等
	(▲32)	
公債等事務取扱費一	1 (+0)	公債(財投債)等の発行及び償還に必要な事務取扱費の
般会計へ繰入		支払財源に充てるための一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会	120,573	公債(財投債)の償還金及び利子等の支払財源に充てる
計へ繰入	(▲22,341)	ための国債整理基金特別会計への繰入れ(償還期限を迎
		える財投債の減少等に伴う減)
予備費	1 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
△≒↓	243,394	
合計 	(▲22,360)	

(単位:億円)

〇投資勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

以及ノく)		
内容	額	説明(増減要因)
利子収入	1 (▲0)	貸付金の利子収入見込額等
納付金	737	(株)国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等から納付
	(▲380)	される納付金の受入見込額
配当金収入	1,899	政府出資金に対する配当金の収入見込額
	(+73)	
出資回収金収入	16	「独立行政法人通則法」(平 11 法 103) 第 46 条の 2 第
	(8▲)	1 項の規定による出資回収金の受入見込額
雑収入	0 (+0)	国有財産の売払い等による収入見込額
前年度剰余金受入	4,621	前年度の決算上の剰余金見込額
	(▲706)	
株式売払収入	_	日本電信電話株式(政府保有義務超過分)の売払収入見込
	(▲1,577)	額(令和元年度において、政府保有義務超過分 4,867 万
		株の売却が完了したことに伴う減)
合計	7,274	
	(▲2,599)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
産業投資支出	4,510	産業の開発及び貿易の振興のために行う投資
	(+661)	
事務取扱費等	1 (▲0)	事務取扱いに必要な人件費、事務費等
地方公共団体金融機	1 (▲1)	特別会計法附則第12条の4第1項の規定による財政融資
構納付金収入財政融		資金勘定への繰入れ
資資金勘定へ繰入		
一般会計へ繰入	1,461	特別会計法第 57 条第 5 項の規定による一般会計への繰
	(▲2,859)	入れ
地方公共団体金融機	600	特別会計法の規定による交付税及び譲与税配付金特別会
構納付金収入交付税	(▲400)	計への繰入れ
及び譲与税配付金特		
別会計へ繰入		
産業投資予備費	700	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
	(-)	
合計	7,274	
	(▲2,599)	

○特定国有財産整備勘定の歳入・歳出の内容

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
国有財産売払収入	97	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法
	(1 30)	115) 第 5 条に規定する特定国有財産整備計画の実施に
		よる特定の国有財産の処分収入見込額(処分財産が減少し
		ていることによる減)
雑収入	1 (▲0)	特定の国有財産の一時使用料等の収入見込額等
前年度剰余金受入	542	前年度の決算上の剰余金見込額
	(▲19)	
소타	640	
合計	(▲149)	

(歳出)

<u> ИЖШ</u> /		
内容	額	説明(増減要因)
特定国有財産整備費	146	「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭32法
	(▲70)	115) 第 5 条の規定による特定の国有財産の整備(整備
		事業が完了したことによる減)
事務取扱費	9 (🗚3)	事務取扱いに必要な事務費等
		特定国有財産の取得及び処分に必要な手数料等
予備費	0 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
△ =1	155	
合計	(▲73)	

(単位:億円)

2 剰余金

令和元年度決算

(単位:億円、単位未満切捨)

勘定	収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
財政融資資金勘定	269,729	269,594	135	_	135	_
投資勘定	14,468	8,931	5,536	5,536	_	_
特定国有財産整備勘定	641	201	439	439		_
特別会計合計	284,839	278,728	6,110	5,975	135	_

令和元年度決算における剰余金は、財政投融資特別会計全体で6,110億円です。

<財政融資資金勘定>

財政融資資金勘定の令和元年度決算における剰余金は、135億円です。

(剰余金が生じた理由)

剰余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものであり、 調達金利が低水準で推移している一方、過去の比較的高い金利の長期貸付が残っていることによ り生じたものです(損益計算上の利益に相当)。

その詳細は、上記の理由による補正予算時における剰余金見込額(210億円)、資金運用収入の減(▲324億円)、経過利子受入の減(▲133億円)、売却及償還差額補塡金の不用(106億円)、預託金利子の不用(126億円)、財投債利子及び融通証券利子の不用(140億円)などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第58条第1項の規定により、積立金として積み立てました。

く投資勘定>

投資勘定の令和元年度決算における剰余金は、5,536億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度剰余金受入などの歳入が予定を上回ったことや、産業投資支出が予定を下回ったことなどによるものです。

その詳細は、前年度剰余金受入の増(1,699億円)、配当金収入の増(1,213億円)、株式売払収入の増(917億円)、産業投資支出の不用額(611億円)、納付金の増(151億円)、出資回収金収入の増(128億円)などです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

<特定国有財産整備勘定>

特定国有財産整備勘定の令和元年度決算における剰余金は、439億円です。

(剰余金が生じた理由)

歳出において特定国有財産整備費を要することが少なかったこと(22 億円)等によるものです。

なお、特定国有財産整備計画は、新施設整備により不用となる跡地の売払収入をもって新施設を取得することを目的とするものですが、当該計画は複数年度にわたるものであることから、その収支は必ずしも同一年度において均衡するものではありません。各年度予算においては、その収支に不足が見込まれる場合、これを借入金等により補い、また、超過が見込まれる場合には、剰余金として翌年度以降の歳出に充てることとしています。

(剰余金の処理の方法)

将来の PFI 割賦金の支払いなどに充てるため、特別会計法附則第 67 条第 3 項において読み替えられた特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れました。

③ 積立金等

金利変動準備金(財政融資資金勘定)

① 金利変動準備金の残高

令和 2 年度末(予定)	令和元年度末	平成 30 年度末	
(令和2年度予算)	(令和元年度決算処理後)	(平成 30 年度決算処理後)	
13,156	13,176	12,575	

(単位:億円)

② 金利変動準備金の目的

毎会計年度の損益計算上に利益が生じた場合、金利変動準備金として積み立て、将来の金利変動による損失に備えることとされています。

③ 金利変動準備金の上限

金利変動準備金の準備率の上限は、将来大幅な金利変動が生じたとしても財務の健全性を保つことができる水準として設定されています。

その具体的な水準は、平成 19 年度で郵便貯金及び年金に対する預託金の払戻しがほぼ終了し、金利変動リスクが相当程度減少したこと等を勘案し、財政制度等審議会財政投融資分科会における意見を踏まえて検討した結果、平成 20 年度より、従前の総資産の 100/1000 から総資産の 50/1000 に引き下げています。

この準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。しかし、平成 18 年度以降は、厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として、一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れを行い、さらに平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、復興債の償還財源として、国債整理基金特別会計へ繰り入れています(P76 参照)。

(参考)

投資勘定において、投資財源の不足を補足するための原資を確保する趣旨から、昭和31年度に投資財源資金が設置されていますが、平成21年度末以降残高はない状況となっています。

⁽注) 特別会計法第58条第1項の規定により積み立てられた積立金の残高は、平成30年度末では12,237億円、令和元年度末では12,373億円、令和2年度末(予定)では12,448億円です。なお、積立金は、現金主義に基づく金額であり、金利変動準備金は、企業会計原則に準拠した発生主義に基づく金額です。



財政投融資特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

○ 一般会計などへの繰入れ

現行の特別会計法では、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の金利変動準備金の準備率 の上限(現行:総資産の50/1000)を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り 入れることができることとされています。これは、財政投融資特別会計がストックである積立 金を繰入れ対象としたことから、過去のストックである負債の圧縮に充てるため、国債償還財 源として国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとしたものです。

国債整理基金特別会計への繰入れ規定のなかった平成 18 年度には、厳しい財政事情に鑑 み、臨時的・特例的な措置として、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入 れました。 加えて、平成 20 年度に 4 兆 1,580 億円、平成 21 年度に 7 兆 3,350 億円、平 成 22 年度に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、 一般会計に繰り入れました。 なお、 平成 23 年度の一般会計への繰入れは、 東日本大震災への 対応に活用されました。

また、平成 20 年度には、金利変動準備金の準備率の上限の引下げ(100/1000→ 50/1000) に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に 繰り入れました。

○ 復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別 措置法」(平23法117。以下「復興財源確保法」といいます。)の規定により、平成24年 度から平成 27 年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償 還財源として、国債整理基金特別会計へ繰入れできることとされ、平成 24 年度に 9.967 億 円、平成25年度に6.967億円、平成27年度に5.500億円を繰り入れました。

また、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)を受け、平成 27 年度に財政融資資金勘定から 2,000 億 円、平成28年度に投資勘定から2.783億円、平成29年度に投資勘定から554億円、平 成30年度に投資勘定から634億円の総額5,971億円を一般会計と国債整理基金特別会計 に繰り入れました。

■平成27年6月30日の閣議決定に基づく財政投融資特別会計からの復興財源貢献について

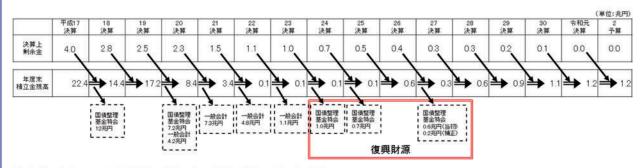
H27	H28	H29	H30	H27~H30 合計
2,000 億円	2,783 億円	554 億円	634 億円	5,971 億円
(融資勘定)	(投資勘定)	(投資勘定)	(投資勘定)	

(注)単位未満は四捨五入。

○ 一般会計などへの繰入れと財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の財務の健全性 このように、平成 18 年度以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別 会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が著しく低下しています。

したがって、今後、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的に活動を行っていくことがで きるよう、将来生じうる損失への備えとして、十分な積立金を保有する必要があります。

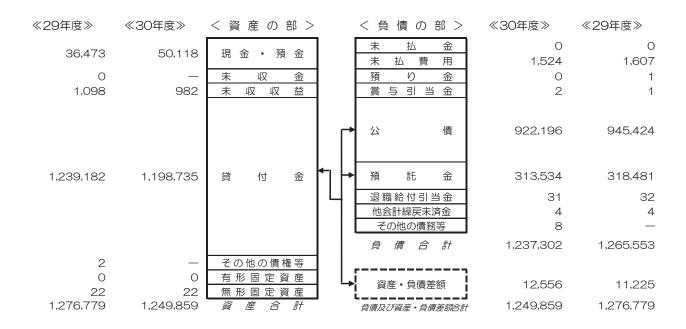
また、上記の復興財源確保法において、財政投融資特別会計の財務の健全性を制度的に担保 する観点から、平成24年度から令和2年度までの例外的・時限的な規定として、一般会計か ら財政投融資特別会計への繰入規定が措置されています。



(注1)令和2年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。 (注2)各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

④ 資産及び負債(平成30年度特別会計財務書類)

財政投融資特別会計財政融資資金勘定貸借対照表 (単位:億円、単位未満切捨)

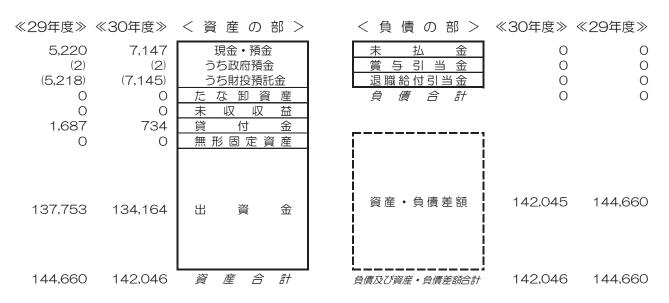


主な資産は、政策金融機関、独立行政法人、地方公共団体や他の特別会計などへ貸し付けている「貸付金」です。

主な負債は、貸付金の財源となる「公債」(財投債)や他の特別会計などからの「預託金」です。

資産・負債差額は、金利変動準備金に本年度利益を加えた額(決算処理後の金利変動準備金) に相当します。

財政投融資特別会計投資勘定貸借対照表

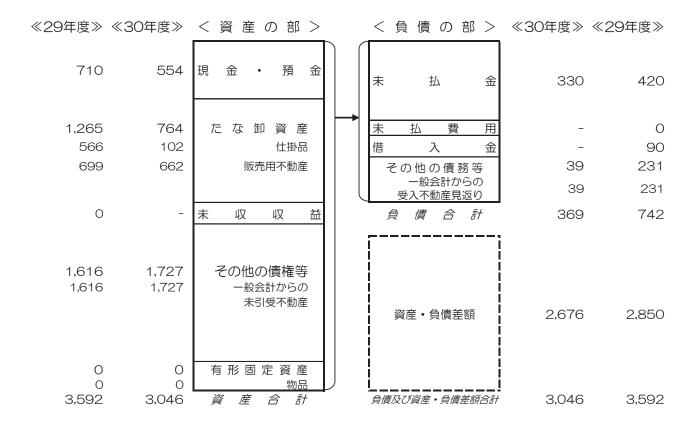


(単位:億円、単位未満切捨)

主な資産は、NTT や(株)日本政策投資銀行などへの出資金です。

当勘定においては、借入金などの資金調達を行わずに、(株)国際協力銀行の国庫納付金やNTT株、JT株等の配当金などを原資として産業投資(出資及び貸付け)に充てることとしているため、負債はわずかしか存在しないことから、「資産」≒「資産・負債差額」となっています。

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定貸借対照表 (単位:億円、単位未満切捨)



主な資産は旧施設であり、新施設整備終了後一般会計から引き継がれた「販売用不動産」が662億円、引き継ぎ未済の「一般会計からの未引受不動産」が1,727億円となっています。

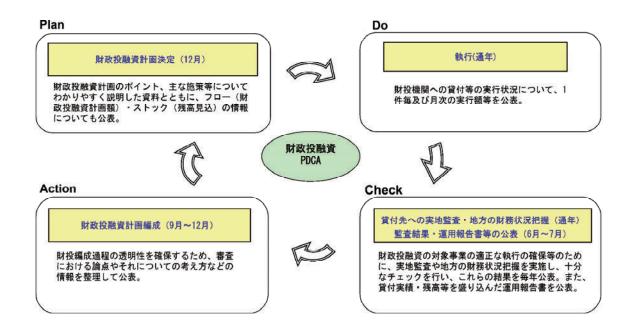
主な負債は、PFI 事業により整備した新施設の整備費の未払額である「未払金」です。この「未払金」には、契約済の「国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額」959 億円(平成 30 年度末)のうち完成済 PFI 事案に係るもののみが計上されています。

資産・負債差額は、旧施設の売払いに際して売払収入がたな卸資産価格(台帳価格)を上回ったことや、上記のとおり「未払金」が施設完成後まで計上されないこと等により発生したものです。このため、30年度末時点では資産が負債を上回る結果となっています。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資について もこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、 「財政投融資の透明性の向上について-実施プラン-」(平成22年4月)に基づきPDCAの各 段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。



財政投融資特別会計についての問い合わせ先

(財政融資資金勘定)

財務省理財局財政投融資総括課 電話番号 03-3581-4111 (内線 5241)

(投資勘定)

財務省理財局財政投融資総括課 電話番号 03-3581-4111 (内線 2587)

(特定国有財産整備勘定)

財務省理財局国有財産調整課 電話番号 03-3581-4111 (内線 5598)